

掲示期間 4月9日～4月19日

新潟市告示第270号

新潟市役所本庁舎附属駐車場使用料収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき新潟市役所本庁舎附属駐車場使用料収納事務を平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間、次のとおり委託したので同第158条第2項の規定により告示する。

平成19年4月10日

新潟市長 篠田 昭

収納事務を行う場所	収納事務受託者
新潟市役所本庁舎附属駐車場 新潟市中央区白山浦1丁目425-9 (白山浦)	新潟市中央区新光町1番地10 セコム上信越株式会社 代表取締役 野沢 慎吾